

さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）における保育緊急確保事業の位置付けについて

「子ども・子育て支援法附則第 10 条（※1）」では、平成 27 年度より開始の「子ども・子育て支援新制度」における子どもための教育・保育給付その他子ども・子育て支援事業のうち、新制度の開始前に先行的に支援を進める「保育緊急確保事業（※2）」については、その事業内容を「市町村保育計画」に定めることとしています。

札幌市においては、現在、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「さっぽろ子ども未来プラン・後期計画」（平成 22 年度～平成 26 年度）を、市町村保育計画を含む計画として策定しています。

後期計画では、すでに多くの保育緊急確保事業を計画の対象事業として位置付けていますが、これまで後期計画の対象事業として掲載していない保育緊急確保事業も含めて、改めて下記の保育緊急確保事業を後期計画の対象事業として位置付けることとしました。

【後期計画の対象となる保育緊急確保事業一覧】

	保育緊急確保事業名	後期計画事業名	取組内容（平成 26 年度）	担当部（※3）
1	地域子育て支援拠点事業	地域での子育てサロン	児童会館やNPO活動拠点等を活用し、気軽に自由に交流や情報交換できる「常設の子育てサロン」を全中学校区に設置する。	子) 子育て支援部
2	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設で児童を一時的に預かる。	子) 児童福祉総合センター
3	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	①児童福祉相談・支援体制の強化	児童福祉にかかる様々な機関との効果的な連携が図れるよう、身近な相談窓口として、区役所に子どもと家庭の福祉に関わる相談機能を集約した「家庭児童相談室」を設置するとともに、区役所との連携を強化する。	子) 児童福祉総合センター
		②要保護児童対策地域協議会	被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、要保護児童対策地域協議会を設置・運営するとともに、区保健センターが実施する「区要保護児童対策地域協議会」との連携を強化する。	
		③オレンジリボン地域協力員事業	個人や町内会、商店街なども気軽に参加できるよう、民生・児童委員、主任児童委員、青少年育成委員、教育、保育士、幼稚園教諭等を対象とした「オレンジリボン地域協力員」を増やし、地域での虐待の予防や早期発見を目指す。	

	保育緊急確保事業名	後期計画事業名	取組内容（平成26年度）	担当部（※3）
4	乳児家庭全戸訪問事業	母子保健訪問指導事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行い、特に、支援を必要とする妊婦への訪問指導を強化することで、妊娠期からの一貫した支援を進める。	保) 保健所
5	一時預かり事業	一時預かり事業	断続的・短時間就労や、傷病・冠婚葬祭、育児に伴う心理的・身体的な負担を解消する等の場合に、認可等において一時的に保育を実施する。	子) 子育て支援部
6	養育支援訪問事業	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク （養育支援訪問事業）	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において「育児支援が必要」と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所
7	ファミリー・サポート・センター事業	①さっぽろ子育てサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人と援助したい人が会員組織をつくり、保育園の送迎や小学校等の終了後の子どもの預かりに加え、軽度な病気の児童の預かりを実施する。	子) 子育て支援部
		②緊急サポートネットワーク事業	子育ての支援を受けたい人と援助したい人が会員組織をつくり、子どもが急な病気で保育園等に預けられないときや急な残業のときなどの緊急時の預かりを実施する。	
8	家庭的保育事業、グループ型小規模保育事業	家庭的保育事業 （保育ママ）	保育ママが自宅などにおいて、家庭的な雰囲気の中で補助者等とともに少人数の乳幼児を保育する。保育ママの居宅で保育を行う「居宅型」と2人の保育ママが交通利便性の高い賃貸物件で保育を行う「グループ型」に分かれる。	子) 子育て支援部
9	認可化移行総合支援事業、幼稚園における長時間預かり保育支援事業	①認可外保育施設運営支援事業	一定の基準を満たす認可外保育施設の運営費の一部を補助する。	子) 子育て支援部
		②幼稚園保育室運営支援事業	幼稚園において空き教室等を活用した一定の基準を満たす保育事業の運営費の一部を補助する。	
		③私立幼稚園預かり保育運営支援事業	認可保育所と同程度の時間や期間の預かりを実施する私立幼稚園が保育に欠ける児童を預かる場合の運営費を支援する。	

	保育緊急確保事業名	後期計画事業名	取組内容（平成 26 年度）	担当部（※3）
10	利用者支援事業	保育ニーズコーディネーター事業	保育サービスの利用を希望する家庭に対し、その家庭のニーズに合わせた保育サービスの紹介や利用方法の情報提供などきめ細やかな支援を行うための保育ニーズコーディネーターを各区に配置する。	子) 子育て支援部
11	保育士等処遇改善臨時特例事業	保育士処遇改善臨時特例事業	保育士の人材確保を推進するため、認可保育所に対して、保育士等の処遇改善に要する経費の一部を補助する。	子) 子育て支援部
12	小規模保育運営支援事業	小規模保育事業	一定の基準を満たす定員 6 人から 19 人の小規模保育を行う事業者に対し、運営費の一部を補助する。	子) 子育て支援部
13	放課後児童クラブ開所時間延長支援事業	①留守家庭児童対策事業（児童クラブ） ②民間児童育成会への支援	18 時 30 分を超えて開所する、又は開所している放課後児童クラブに勤務する主たる指導員の処遇改善に要する経費の一部を補助する。	子) 子ども育成部

※1 子ども・子育て支援法附則第 10 条（保育の需要の増大への対応）

旧児童福祉法第五十六条の八第一項に規定する特定市町村（以下この状において「特定市町村」という。）は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に関する事業であって内閣府令で定めるもの（以下この条において「保育緊急確保事業」という。）のうち必要と認めるものを旧児童福祉法第五十六条の八第二項に規定する市町村保育計画に定め、当該市町村保育計画に従って当該保育緊急確保事業を行うものとする。

※2 保育緊急確保事業

子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、小規模保育支援などの新制度における施設型給付・地域型保育給付に関する事業や、地域子育て支援拠点事業など、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援するための事業です。

※3 担当部の記載について

保)：保健福祉局、子)：子ども未来局

平成 27 年 3 月